

(鳴門市水道会館) 清 掃 管 理 仕 様 書

鳴門市企業局水道会館の総合清掃管理にあたっては、下記のと通りの仕様に基づき、美観の保持、良好な環境衛生の維持に努め、職員及び来庁舎に快適なスペースを提供すべく業務を遂行するものとする。

1. 作業範囲

- | | |
|--------|---------------|
| ① 日常清掃 | 別紙 作業実施基準表等参照 |
| ② 定期清掃 | 別紙 作業実施基準表等参照 |
| ③ 特別清掃 | 別紙 作業実施基準表等参照 |

2. 作業時間

- | | |
|--------|---|
| ① 日常清掃 | 原則として午前 7 時～午後 4 時までの間に実施する。
但し、利用者その他の事情により変更する場合がある。 |
| ② 定期清掃 | 休館日及び業務に支障のない日を選んで実施する。 |
| ③ 特別清掃 | 休館日及び業務に支障のない日を選んで実施する。 |

3. 作業人員

- | | | |
|--------|---------------|------|
| ① 日常清掃 | 常駐作業員 | 1名 |
| ② 定期清掃 | 常駐作業員以外に特別清掃員 | 2～5名 |
| ③ 特別清掃 | 常駐作業員以外に特別清掃員 | 2～5名 |

4. 基本事項

- | |
|---|
| ① 清掃業務に必要な用具・資材は全て受託者の負担とし、用品は良質のものとする。ワックス・洗剤等はジョンソン製品使用。 |
| ② 消耗品のトイレトペーパー・手洗い洗剤・ビニール袋・石鹼等は委託者の負担とする。 |
| ③ 光熱・水道及び作業機材倉庫・休憩室等の利用については、担当者の了解を得て、無償で利用できる。 |
| ④ 火災・盗難防止
作業実施にあたっては各室の鍵の授受を明らかにし、火災、盗難防止、風紀・衛生に留意するとともに、終了後は係員の指示に従い、火元の点検・窓や出入口の施錠確認を行うこと。 |
| ⑤ 実施完了確認
作業終了後は、必ず完了確認を受けること。 |
| ⑥ 破損箇所及び異常の報告
作業中、建物内・工作物・物品等を破損又は破損箇所を発見した場合は、直ちに担当者に報告し指示を受けること。 |
| ⑦ 就業
職務は迅速丁寧に行い、制服・名札着用のこと。
作業員の氏名・履歴を明らかにし、委託者に通報すること。 |
| ⑧ 秘密の保持
作業中に知り得た秘密は一切漏らさない。 |
| ⑨ 塵芥処分は受託者の責任において行う。 |
| ⑩ 労災事故等の処理
作業中に従事者に災害があった場合は、受託者がその責任を負う。 |

⑪ その他

この仕様書に明記なきものについては、法令・社会通念を尊重し、その都度協議決定する。

5. 実施要領

① 日常清掃

1. 玄関・ホール・廊下・階段等

- ・ 床面を自在箒で掃く。
- ・ 化学処理モップ（ダスキン・リースキン等）で拭く。
- ・ 汚れの甚だしい床面は洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。
- ・ ゴミ箱・灰皿の内容物（ゴミ、吸殻）処理を行う。
- ・ 応接セット・待合椅子等を拭き上げる。
- ・ ドア硝子を拭き上げる。
- ・ 金属部分を乾拭きする。
- ・ マットの清掃をする。

2. 事務室・応接室・会議室等客室

- ・ 床面を自在箒で掃く。
- ・ 化学処理モップ（ダスキン・リースキン等）で拭く。
- ・ 汚れの甚だしい床面は洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。
- ・ ゴミ箱・灰皿の内容物（ゴミ、吸殻）処理を行う。
- ・ ドア硝子を拭き上げる。
- ・ 机・テーブル部・イス等を拭き上げる。

3. 便所

- ・ 床を乾拭きし、汚れているときは水拭き、又は洗剤拭きをする。
- ・ 紙くず入れ、汚物入れの内容物を処理する。
- ・ 洗面台・衛生陶器類を洗浄する。
- ・ 鏡を拭き上げる。
- ・ 扉・間仕切りの拭き上げをする。
- ・ 金属部分を乾拭きする。
- ・ トイレットペーパー・石鹸水の補充をする。

4. 湯沸室

- ・ 茶殻・ゴミ箱の内容物を処理する。
- ・ ステンレス流し台を洗浄する。
- ・ 床面を拭き上げる。

② 定期清掃

1. 塩ビシートタイル・クリンカタイル等（床面）

- ・ 別紙作業実施基準表のとおり樹脂ワックス仕上げを行う。

2. 硝子清掃

- ・ 水拭きし硝子スクイジーで仕上げる。
- ・ 汚れが甚だしいときは洗剤を使用する。

③ 特別清掃

1階2台（玄関ホール、資材事務室）、2階16台（コンピュータ室、局長室、ホール、事務室、共済事務室、会議室）3階10台（会議室（大）、会議室（中））

- ・ エアコンフィルターを外し、ほこりを取る。
- ・ 水洗いし、乾燥させて元に戻す。

6. 作業実施基準

別紙作業実施基準表（鳴門市水道会館）参照